

体育奨励事業のご案内

利用手続等の詳細は、当組合ホームページをご覧ください。
コロナ禍につき「時短営業」や「休館」対応が続く場合も考慮されます
ので、ご利用の際は各施設の公式HP等で営業状況をご確認ください。

項目	対象者	事業内容
契約施設	被保険者	組合発行の補助券で次の施設を割安に利用することができます。
	被扶養者	①ボウリング 1ヶ月(暦月)単位に3ゲームまで補助 ※契約ボウリング場一覧は、当組合ホームページをご覧ください。
契約保養所	被保険者	②レジャーランド 1施設につき ③クアハウス 1か月1回補助
	被扶養者	施設を利用する際、当組合の加入員である旨を申し出ると割引を受けることができます。

契約施設(レジャーランド・クアハウス)

ナガシマスパーランド	ラグナシア	日本モンキーパーク	リトルワールド
南知多ビーチランド	クアハウス長島	牧歌の里	つま恋
博物館明治村	掛川花鳥園	アクア・トキフ	ぐりんぱ

契約施設(レジャーランド)契約先の都合により、契約が解除されました。

契約解除 ●さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト



ご家族も健診 受けていますか?

家族健診の向上を目指した取り組み

家族が病気になると家庭内に大きな影響を与えるため、家族の“健康”はなくてはならないものです。生活習慣病(がん・心臓病・脳卒中など)は自覚症状がないまま進行するため、定期的に健診を受診してご自身の体の状態を知っておくことが重要です。

**家族の方も年に一度
健診を受診してください!**

事業所とタッグを組み、受診率向上に取り組みます

「家族健診の協働事業」

被保険者のみならず被扶養者の方々について、「健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、家族の健診受診率向上にむけて「家族健診の協働事業」を実施しています。

具体的には事業所と健保組合で家族の健診受診状況を共有して、家族健診の受診率向上を目指します。「家族健診の協働事業」の協定書を締結した事業所には、前年度(令和3年度)の家族健診受診状況一覧表を送付いたします。前年度の健診が未受診の方には、事業所担当者からお声がけがありますので、ぜひこの機会に健診を受診していただきましょうよお願いします。

当組合では、個人情報保護法(健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン)を遵守しています。組合ホームページで協働事業における個人情報の利用目的等を掲載しておりますので、ご確認ください。



パート先・住民健診の結果報告

40歳以上のご家族(被扶養者)が、お住まいの市町村やパート先で健診を受けた場合、健診結果を当組合にご提出いただくと、**QUOカード2,000円分をプレゼント**します。パート先や住民健診を受けた際は、健診結果をご提出いただきますようお願いします。



健診結果が「要医療」・「要精密検査」に判定された場合は、健診費用を最大50%OFFで支給します。

健診結果が「要健診」または「要定期検査」に判定された場合は、健診費用を最大50%OFFで支給します。

健診結果が「要定期検査」に判定された場合は、健診費用を最大50%OFFで支給します。

健診結果が「要定期検査

療養費の適正化にご協力ください

接骨院・整骨院にかかるときの注意点

①柔道整復師の施術において、療養費の支給対象となるものは「外傷性が明らかな負傷」です。

外傷性とは…「関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の一部が損傷を受けた状態であり、いずれの負傷も損傷の状態が慢性に至っていないもの」とされています。また、接骨院・整骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれていても、当組合の審査により施術内容が健保組合の適用とならないと判断された場合は、全額自費となります。そのため、健康保険の適用とならない施術を受ける場合は、保険証を提示しないようにしてください。

外傷性が明らかな負傷

- 骨折、ひび(不全骨折)、脱臼、捻挫および打撲(肉離れなど筋・腱の損傷)
- 骨折、ひび(不全骨折)、脱臼は応急手当の場合を除き、「医師の同意」が必要です。

病気による痛み、原因不明の痛み

- 医師の同意がない骨折、ひび(不全骨折)、脱臼
- 加齢や日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良など
- 原因不明で慢性的な痛みやこり
- スポーツなどによる肉体疲労や疲れを癒す為のマッサージ代わりの利用
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 脳疾患後遺症や神経痛・リウマチ・関節炎など病気からくる痛みやこり

※外科、内科、整形外科などの医療機関で治療を受けるなど、医師の管理下にある場合や同時に同一部位への施術でかかる場合についても健康保険は適用されません。

②負傷原因を正確に伝えましょう。

健康保険が適用されるのは前述の通り、外傷性が明らかな負傷(ケガ)だけですが、仕事中のケガや他人に負わされたケガの治療を受ける場合は、以下の取り扱いとなります。

※仕事中や通勤途上の負傷は健康保険が適用されません。

(労災保険が適用されます)

※負傷の原因が第三者による行為の場合、第三者に損害賠償の義務があります。私傷とは取り扱いが異なりますので当組合にお問い合わせください。

③「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、署名欄には必ず自分で記入しましょう。

健康保険適用となる施術を受けた場合、あなたに代わり柔道整復師が「療養費支給申請書」で健康保険に請求します。

「療養費支給申請書」へ署名する際のチェックポイント

- 申請書には保険適用と説明を受けた負傷名・日数・金額のみであるか。
- 白紙の用紙に署名はしないようにしましょう。

④精算時には毎回必ず領収書を受け取ってください。

接骨院・整骨院には「領収書」の発行が義務付けられています。窓口で支払いの際に、毎回、必ず受け取ってください。

※領収書は大切な証拠書類です。失くさないように大切に保管してください。

ご不明点等ありましたら、業務課までお問い合わせください。052-461-6131

歯科健診を受けよう!

歯科健診の重要性

口腔衛生は、健康寿命の延伸だけでなく、生活習慣病にも影響があります。医療費の約10%以上は、歯科疾患といわれており、むし歯と歯周病がそのほとんどを占めています。

歯科メンテナンス(口腔ケア)はこれら疾患に有効とされ、定期的に歯科医院を受診している人はむし歯にならても早期発見・早期治療ができる為、医療費の抑制につながります。

下記の表は、歯科医院の受診回数別に「むし歯の重症化発生率やむし歯に伴う医療費の違い」等を示したもので、定期的な歯科メンテナンスは、むし歯の重症化発生率の減少やむし歯に伴う医療費の軽減に効果があるという検証結果がでています。日ごろの歯みがきなどの「セルフケア」とあわせて、定期的に歯科健診を受診しましょう。

むし歯の重症化発生率や医療費の違い

	対象数	むし歯重症化発生率	診療日数(むし歯のみ)	医療費(むし歯のみ)
メンテナンス年間3回以上	25,440人	5.5%	3.1日	24,317円
メンテナンス年間2回以上	25,135人	6.7%	3.2日	24,636円
メンテナンス年間1回	73,610人	10.2%	3.9日	29,487円
歯科受診なし	259,995人	15.2%	4.4日	33,477円

愛鉄連けんぼで実施している個人向けの歯科健診

ファミリー歯科健診(巡回)(11月～翌3月)	被保険者被扶養者	歯科健診料金3,080円が無料	東海地区(愛知・岐阜・三重・静岡)の各地区において巡回歯科健診実施
東海地区(愛知・岐阜・三重・静岡)歯科医師会の歯科医院で受診(院内)4/1～翌1/31	被保険者30歳以上の被扶養者	歯科健診料金3,300円が無料	最寄りもしくはかかりつけの歯科医院にて受診
上記以外の歯科医院(院内)(4/1～翌3/15)		3,000円(税別)を上限に補助	

その他の禁煙お助け事業

禁煙外来	医療機関(禁煙外来)で医師のサポートを受け、禁煙補助薬(チャンピックス等)を服用して、禁煙を目指す。
補助額: 3か月の禁煙成功で、自己負担の半額(上限10,000円)	

※詳しくは当組合HP「健康づくり」禁煙お助け事業をご覧ください。

健康情報サービス PepUp の登録のご案内

みなさん、PepUpのご登録はもうお済みですか？まだ登録がお済みでない方は、ぜひ登録していただき、毎日の健康管理や健康づくりにご活用ください。

ペップアップ 検索 ここをクリック

対象者 被保険者、被扶養者(配偶者のみ)

主な機能 pepUp サービスマニュー

わたしの健康状態

健康記事 運動、ヘルスケア、生活習慣病、健康レシピ、ダイエットなど様々なジャンルの記事が利用者の健康状態に合わせて配信されます。

日々の記録 体重、歩数、血圧などを自分で計測し管理可能な各種データを記録・閲覧することができます。

PepUpポイント サービス内で記事を読んだり、イベントに参加したりすることでポイントがたまり様々な商品と交換できます。

健康リテラシークンテンツ 健康クイズなどで楽しみながら学べます。

登録には「本人確認用コード」が必要です。まずは当組合に「本人確認用コード再通知依頼書」を郵送にてご提出ください。依頼書は当組合HPの「各種申請書の印刷」からダウンロードしてご利用いただけます。

「医療費のお知らせ」について

医療費控除等で必要となる場合は、申請により医療費に関する証明書を発行いたします。申請書は「各種申請書の印刷」から印刷できます。

「医療費のお知らせ」については「PepUp」のみでお知らせしています。登録されていない場合はぜひご登録ください。

2018年6月 医療費のお知らせ第2回定期更新通知書

個人情報の保護 愛鉄連健康保険組合の



健康診断結果の取り扱いについて

利用目的

愛鉄連健康保険組合では、加入員の皆さまの健康管理をサポートすることを目的として、『愛・健康サポート』を組合の中心事業として展開しています。会社で行われる事業所健診や人間ドック等の結果は当組合でデータベース化し、健診結果が「要精密検査」・「要医療」の判定を受けた方や組合基準に該当された方には、早期受診・早期治療をおすすめするなど、皆さまの健康管理のお役に立てばと考えています。そのため、「健診受診の有無」や「健診結果」および「健診後の医療機関受診状況」を下記の通り活用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業所健診

- 事業所を巡回し、被保険者を対象として健康診断を行います。
- 年齢制限はありません。
- 費用は健保組合が一部補助します。

人間ドック

- 健診機関へ出向き、人間ドックを受診します。
- 30歳以上の加入員を補助対象としています。
- 健診費用の7割を健保組合が補助します。(上限21,000円)

事業所健診

- 保健師等が事業所を訪問し、生活習慣病改善のための面談(一般健康支援・特定保健指導)を行います。
- 費用は健保組合が全額負担します。

人間ドック

- 健診機関へ出向き、生活習慣改善のための面談(特定保健指導のみ)を行います。
- 費用は健保組合が全額負担します。

愛鉄連健保の疫病予防事業

「愛・健康サポート」

皆さまの健診結果はこの「愛・健康サポート」で活用されています。

事業所健診

人間ドック

医療機関に受診が必要な方について、早期受診・早期治療につなげる目的で医療機関の受診状況を確認します。対象者に下記の方法で、医療機関への受診を促します。

- ・書面(「受診のおすすめ」等)
- ・保健師による電話支援
- ・医師、保健師による面談支援

※コラボヘルス・ワンに参加している事業所に対し、対象者の医療機関受診状況をお知らせしています。

事業所健診

- 健診期間のスタッフが事業所を訪問し、再検査(概ね6か月後)を行います。
- 費用は健保組合が全額負担します。(指定項目に限る)

人間ドック

- 人間ドックを受診された場合は、再検査の補助制度はありません。医療機関を受診し、再検査を受けてください。(保険診療)

事業所と愛鉄連健康保険組合が実施する「愛・健康サポート」において、以下の通り、個人データを利用させていただきます。

共同利用される個人データの項目

- 被保険者の健診データ(各種健診で受診された全ての項目)
- 「要精密検査」・「要医療」の判定項目に対する健診後の医療機関受診状況(コラボヘルス・ワンに参加している事業所に限り、受診の有無を通知)

共同利用者の範囲

- 事業所
- 愛鉄連健康保険組合(管理責任者 愛鉄連健康保険組合常務理事)

利用目的

- 健康の保持・増進を目的とした健康診断や、健診結果に基づく受診勧奨および健康支援(愛・健康サポート)

提供の手段

- 紙または電子媒体を郵送



個人データの利用停止など、個人情報に関するお問い合わせは下記までお電話ください。

愛鉄連健康保険組合 健康管理課
TEL 052-461-6131

コラボヘルス・ワンとは、当組合と事業所が被保険者の健康管理を協働で行う事業のことです。

当組合では個人情報保護法を遵守し、加入員の皆様の個人情報を安全に管理させていただいております。特定した利用目的の範囲を超えた個人情報の利用は行いません。個人情報の取り扱いについては、ホームページをご覧ください。